

一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年7月1日～令和7年6月30日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

令和4年7月1日～

- 制度に関するパンフレットの作成・配布
- 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職を対象とした研修による周知

目標2：計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

女性従業員・・・取得率80%以上にする

男性従業員・・・取得した者の数が1人以上いること

<対策>

令和4年7月1日～

- 男性従業員に向けた、育児休業取得に関するパンフレットを配布する
- 妊娠中、産休・育休中、育休復帰後の相談窓口の開設

目標3：事業所内の来客用の託児所を従業員に対しても利用可能であることを周知し利用者の増員を図る。

<対策>

令和4年7月1日～

- 従業員のニーズの調査・収集をする。
- 事業所内の来客用の託児所を従業員に対しても利用可能であることを周知する。